

1 岩手県東日本大震災津波復興委員会委員及びオブザーバー並びに専門委員名簿

〔委員〕

(平成23年8月3日現在19名:五十音順)

区分	氏名	職名等	就任期間
委員長	藤井 克己	岩手大学 学長	平成23年4月11日～
副委員長	元持 勝利	岩手県商工会議所連合会 会長	平成23年4月11日～
委員	石川 育成	社団法人岩手県医師会 会長	平成23年4月11日～
	伊東 碩子	社団法人岩手県栄養士会 会長	平成23年4月26日～
	植田 眞弘	岩手県立大学宮古短期大学部 学部長	平成23年4月11日～
	遠藤 洋一	岩手県教育振興基本対策審議会 会長	平成23年4月11日～
	及川 公子	特定非営利活動法人 岩手県地域婦人団体協議会 会長	平成23年4月26日～
	大井 誠治	岩手県漁業協同組合連合会 会長	平成23年4月11日～
	小川 惇	社団法人岩手県建築士会 会長	平成23年4月11日～
	桑島 博	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 会長	平成23年4月11日～
	佐藤 泰造	岩手県水産加工業協同組合連合会 代表理事会長	平成23年4月11日～
	高橋 真裕	社団法人岩手県銀行協会 理事会長	平成23年4月11日～
	田中 卓	特定非営利活動法人やませデザイン会議 議長	平成23年4月11日～
	田沼 征彦	岩手県農業協同組合中央会 会長	平成23年7月29日～
	長澤 壽一		平成23年4月11日～ 平成23年7月28日
	長岡 秀征	社団法人岩手県工業クラブ 会長理事	平成23年4月11日～
	中崎 和久	岩手県森林組合連合会 代表理事会長	平成23年5月13日～
	野田 武則	岩手県沿岸市町村復興期成同盟会 会長(釜石市長)	平成23年4月11日～
	平山 健一	独立行政法人科学技術振興機構 JSTイノベーションサテライト岩手 館長	平成23年4月11日～
福田 泰司	東日本旅客鉄道株式会社執行役員 盛岡支社長	平成23年4月11日～	

〔オブザーバー〕

(5名)

氏名	職名等	就任期間
佐々木 一 榮	岩手県議会 議長	平成23年4月26日～
佐々木 順 一	岩手県議会 災害対策特別委員会委員長	平成23年4月26日～
千葉 伝	岩手県議会 災害対策特別委員会副委員長	平成23年4月26日～
工藤 栄吉	国土交通省東北地方整備局 三陸国道事務所 所長	平成23年7月29日～
齊藤 廣見		平成23年4月11日～ 平成23年7月28日
村上 明宏	国土交通省東北地方整備局 釜石港湾事務所 所長	平成23年4月11日～

〔専門委員〕

(平成23年8月3日現在14名：五十音順)

氏名	職名等
荒俣 宏	作家
小川 正人	放送大学教養学部 教授
川村 雄介	株式会社大和総研 専務理事
北村 喜宣	上智大学法学部 教授
玄田 有史	東京大学社会科学研究所 教授
西郷 真理子	株式会社まちづくりカンパニー・シープネットワーク 代表取締役 都市計画家
清水 慎一	立教大学観光学部 特任教授
関 満博	明星大学経済学部 教授
多胡 秀人	アビームコンサルティング株式会社 顧問
田中 慶司	東京医科大学 理事長
浜田 淳	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 教授
三谷 陽造	財団法人神戸国際観光コンベンション協会コンベンション事業部 参事
藻谷 浩介	日本政策投資銀行地域振興部 参事役
森地 茂	政策研究大学院大学 特別教授 政策研究センター所長

2 岩手県東日本大震災津波復興委員会総合企画専門委員会委員名簿

(平成23年8月3日現在7名：五十音順)

区分	氏名	職名等
委員長	齋藤 徳美	放送大学岩手学習センター 所長
副委員長	豊島 正幸	岩手県立大学地域連携本部本部長、総合政策学部教授
委員	緒方 武比古	北里大学 海洋生命科学部長
	谷藤 邦基	(財)岩手経済研究所地域経済調査部 主席研究員
	平山 健一	独立行政法人科学技術振興機構 JST イノベーションサテライト岩手 館長
	広田 純一	岩手大学農学部 教授
	南 正昭	岩手大学工学部 教授

3 岩手県津波防災技術専門委員会委員及びオブザーバー名簿

[委員]

(平成23年8月3日現在8名：五十音順)

区分	氏名	職名等
委員長	堺 茂樹	岩手大学 工学部長
委員	今村 文彦	東北大学大学院 教授
	首藤 伸夫	東北大学 名誉教授
	内藤 廣	建築家・前東京大学教授
	羽藤 英二	東京大学大学院 准教授
	平山 健一	独立行政法人科学技術振興機構 JST イノベーションサテライト岩手 館長
	南 正昭	岩手大学工学部 教授
	山本 英和	岩手大学工学部 准教授

[オブザーバー]

(平成23年8月3日現在7名：五十音順)

氏名	職名等
諏訪 義雄	国土交通省 国土技術政策総合研究所河川研究部 海岸研究室長
富田 孝史	独立行政法人港湾空港技術研究所 アジア・太平洋沿岸防災研究センター 上席研究官
中嶋 義全	国土交通省 東北地方整備局港湾空港部 港湾計画課長
永嶋 善隆	農林水産省 東北農政局 農村計画部長
毛利 栄征	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所 施設工学研究領域長
八木 宏	独立行政法人 水産総合研究センター 水産工学研究所水産土木工学部水産基盤グループ長
横山 喜代太	国土交通省 東北地方整備局河川部 地域河川課長

岩手県東日本大震災津波復興委員会設置要綱

(設置)

第1条 「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波」により著しい被害を受けた本県の復興に関する事項を調査審議するため、岩手県東日本大震災津波復興委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 震災復旧、復興の現状と課題の分析に関すること。
- (2) 復興に向けた提言に関すること。
- (3) その他復興施策の推進に当たって必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、知事が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第6条 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、当該専門の事項に関して十分な知識及び経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門委員会は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解散するものとする。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要に応じて学識経験のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、復興局において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

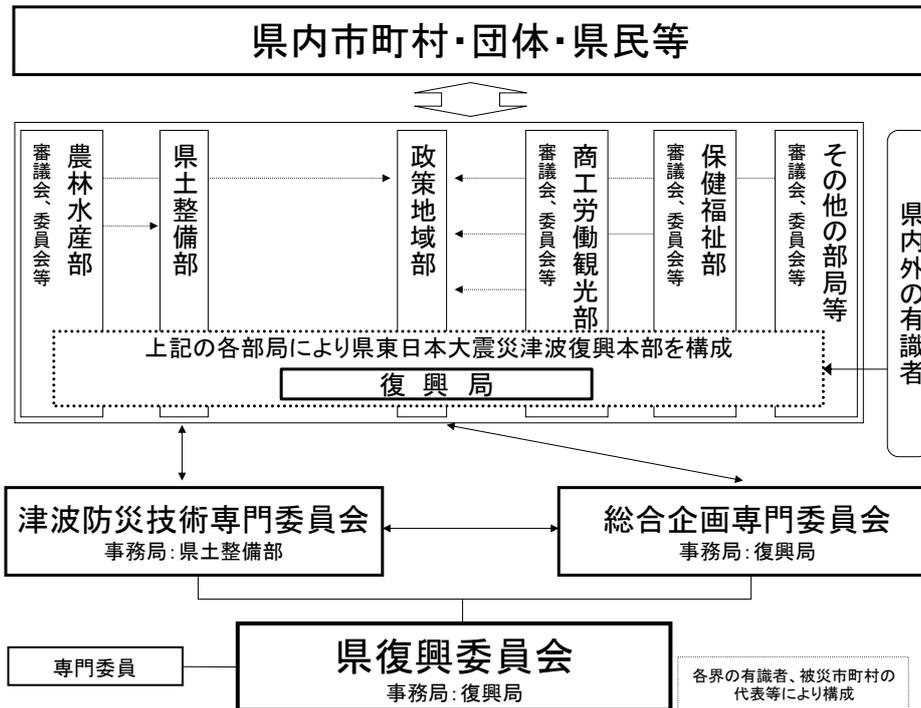
附 則

この要綱は、平成23年4月8日から施行する。

附 則（平成23年6月10日一部改正）

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

【参考】計画策定の体制



岩手県東日本大震災津波復興委員会総合企画専門委員会設置要領

(設置)

第1 岩手県東日本大震災津波復興委員会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、岩手県東日本大震災津波復興委員会（以下「委員会」という。）に総合企画専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
(所掌事務)

第2 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合的な見地から行う復興に関する課題の調査に関すること。
- (2) 総合的な見地から行う復興に関する課題間の調整に関すること。
- (3) その他分野間の調査と整合性を図るために必要な事項に関すること。

(庶務)

第3 専門委員会の庶務は、復興局において処理する。

(雑則)

第4 本要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、岩手県東日本大震災津波復興委員会専門委員会運営要領による。

附 則

この要領は、平成23年4月30日から施行する。

附 則（平成23年6月10日一部改正）

この要領は、平成23年6月10日から施行する。

岩手県津波防災技術専門委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「岩手県津波防災技術専門委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、東日本大震災津波からの復興に向けた「復興ビジョン」及び「復興計画」を策定するにあたり、被害状況等の調査結果や技術的根拠等専門的な知見に基づき、地域の歴史や文化、産業等の地域特性を考慮し、津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりについて検討、提言を行い、まちづくりに資することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 津波対策、防災型の都市・地域づくりの現状と課題の分析に関すること。
- (2) 津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりに係る提言に関すること。
- (3) その他津波対策、防災型の都市・地域づくりの推進にあたって必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、別表の委員で構成するものとし、委員は知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、第2条に掲げる目的の達成をもって終えるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総務し、懇談会の議長となる。
- 4 委員長に事故ある時は、委員長の指名するものが、その任務を代行する。

(オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、知事が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7条 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

(規約の改正)

第9条 この規約を改正する必要があると認められるときは、委員会で協議する。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議する。

附 則

この規約は、平成23年4月15日から施行する。

月 日	内 容
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災津波発災
平成 23 年 4 月 7 日	余震発生（県内最大震度 6 弱）
平成 23 年 4 月 11 日	「がんばろう！岩手」宣言発表
同日	「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」決定
同日	第 1 回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事等〕 ・委員長・副委員長選任 ・東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針 ・復興に向けた論点
平成 23 年 4 月 14 日	岩手県東日本大震災津波復興委員会現地調査（陸前高田市、大船渡市、釜石市）
平成 23 年 4 月 15 日	岩手県東日本大震災津波復興委員会現地調査（宮古市、山田町、大槌町）
平成 23 年 4 月 22 日	第 1 回岩手県津波防災技術専門委員会 〔議事等〕 ・委員長選任 ・東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針 ・今後の検討の進め方
平成 23 年 4 月 25 日	岩手県東日本大震災津波復興本部（本部長：知事）及び復興局の設置
同日	「いわて復興ネット」（県復興計画策定サイト）の開設
平成 23 年 4 月 26 日	第 2 回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事〕 ・各委員からの提言 ・復興に向けた論点
平成 23 年 4 月 30 日	第 1 回総合企画専門委員会 〔議事等〕 ・委員長・副委員長選任 ・各委員からの提言 ・復興に向けた論点
平成 23 年 5 月 8 日	第 2 回岩手県津波防災技術専門委員会 〔議事〕 ・現況施設の効果検証及び海岸保全施設の被災メカニズム ・津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりの考え方
平成 23 年 5 月 13 日	第 3 回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事〕 ・各委員からの提言 ・復興に向けた具体的取組

月 日	内 容
平成 23 年 5 月 16 日	第 2 回総合企画専門委員会 〔議事〕 ・各委員からの提言 ・復興計画の構成 ・復興に向けた具体的取組
平成 23 年 5 月 22 日	第 3 回総合企画専門委員会 〔議事〕 ・復興計画のフレーム ・復興の基本目標 ・復興に向けた原則と具体的取組等
平成 23 年 5 月 23 日	第 3 回岩手県津波防災技術専門委員会 〔議事〕 ・津波再現シミュレーション結果 ・津波対策の方向性等の考え方 ・復興まちづくりのイメージ
平成 23 年 5 月 25 日	第 4 回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事〕 ・復興の基本目標等 ・復興に向けた原則と具体的取組等
平成 23 年 5 月 30 日	沿岸市町村副市町村長等との意見交換会（13 市町村）
平成 23 年 5 月 31 日	内陸市町村副市町村長等と県との会議（21 市町村）
平成 23 年 6 月 1 日	東日本大震災津波復興本部員会議 〔議事〕 ・復興基本計画（案）
同日	第 4 回総合企画専門委員会 〔議事〕 ・復興基本計画（案）
平成 23 年 6 月 2 日	沿岸地域各団体と県との意見交換会（久慈・宮古・山田会場）
平成 23 年 6 月 3 日	沿岸地域各団体と県との意見交換会（釜石・大船渡会場）
平成 23 年 6 月 7 日	第 5 回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事〕 ・復興基本計画（案）
平成 23 年 6 月 8 日	岩手県議会 6 月臨時会において、岩手県知事部局に復興局を設置することを承認
平成 23 年 6 月 9 日	東日本大震災津波復興本部員会議 〔議事〕 ・復興基本計画（案）
平成 23 年 6 月 15 日	第 2 回岩手県沿岸市町村復興期成同盟会総会（13 市町村） ・岩手県の復興基本計画（案）の説明及び意見交換
平成 23 年 6 月 16 日	第 2 回内陸部市町村と県との会議（19 市町村） ・岩手県の復興基本計画（案）の説明及び意見交換
平成 23 年 6 月 21 日 ～ 7 月 31 日	復興基本計画（案）に対するパブリックコメントの実施

月 日	内 容
平成 23 年 6 月 30 日	県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例に基づき、岩手県議会 6 月定例会に対し「岩手県東日本大震災津波復興計画」の策定について報告
平成 23 年 7 月 4 日	第 4 回岩手県津波防災技術専門委員会 〔議事〕 ・復興基本計画（案） ・第 3 回委員会における主な意見とその対応 ・個別地区における津波対策施設の整備目標
平成 23 年 7 月 13 日	復興基本計画（案）に対する地域説明会（普代・野田会場）
平成 23 年 7 月 14 日	復興基本計画（案）に対する地域説明会（久慈・洋野会場）
平成 23 年 7 月 15 日	復興基本計画（案）に対する地域説明会 （宮古・大船渡・釜石・二戸会場）
平成 23 年 7 月 16 日	復興基本計画（案）に対する地域説明会（陸前高田会場）
平成 23 年 7 月 19 日	復興基本計画（案）に対する地域説明会 （奥州・大槌・山田会場）
平成 23 年 7 月 20 日	復興基本計画（案）に対する地域説明会（盛岡・一関会場）
平成 23 年 8 月 2 日	東日本大震災津波復興本部員会議 〔議事〕 ・復興実施計画（案）
平成 23 年 8 月 4 日	第 5 回総合企画専門委員会 〔議事〕 ・復興基本計画（案） ・復興実施計画（案）
平成 23 年 8 月 5 日	第 6 回岩手県東日本大震災津波復興委員会 〔議事〕 ・復興基本計画（案） ・復興実施計画（案）
平成 23 年 8 月 8 日	東日本大震災津波復興本部員会議 〔議事〕 ・岩手県議会提案に向けた「復興基本計画（案）」
平成 23 年 8 月 9 日	第 5 回岩手県津波防災技術専門委員会 〔議事〕 ・復興実施計画（案）及び東日本大震災津波に関する国への要望 ・個別地区における津波対策施設の整備目標
同日	県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例に基づき、岩手県議会 8 月臨時会に「岩手県東日本大震災津波復興計画」の策定に関し、議決を求める議案を提出
平成 23 年 8 月 11 日	岩手県議会 8 月臨時会において、「岩手県東日本大震災津波復興計画」を承認
同日	「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画」及び「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画」の決定

東日本大震災津波からの 復興に向けた基本方針

平成 23 年 4 月 11 日

岩 手 県

東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針

平成 23 年 4 月 11 日
岩 手 県

1 趣旨

東日本大震災津波からの復興に向けて、緊急的に取り組む内容や、復興への地域の未来の設計図となる復興ビジョン及び復興計画の策定など、県として取り組む基本的な方針を明らかにするものです。

2 基本方針を貫く二つの原則

基本方針を貫く二つの原則を掲げ、この原則のもとに取組を進めていきます。

- 被災者の人間らしい「暮らし」、「学び」、「仕事」を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障する
- 犠牲者の故郷への思いを継承する

3 緊急的に取り組む内容

行方不明者の捜索や被災者への生活支援、県民生活の回復を最優先課題とし、緊急的に取り組む内容は、以下のとおりです。

(1) 県の取組事項

- **行方不明者の捜索**
- **被災者の生活支援**
 - ・ 避難所の運営支援
 - ・ 内陸部への一時避難
 - ・ 応急仮設住宅の建設 等
- **ライフライン等の復旧**
 - ・ 電気・ガス、水道、交通・通信網などの早期復旧
 - ・ 日常生活に必要な物資の安定供給
 - ・ 燃料の確保 等
- **被害市町村に対する人的支援**
 - ・ 行政機能回復支援
 - ・ 応急措置支援 等
- **保健医療提供体制の整備**
 - ・ 救援医療体制の整備
 - ・ 医薬品等の提供
 - ・ 医療介護等従事者の派遣
 - ・ 被災者の感染症予防等保健・衛生対策
 - ・ 高齢者等要援護者の支援等

○ **災害廃棄物(がれき)の処理**

- ・ 市街地や湾内などがれき等の災害廃棄物の早期処理

○ **産業・雇用の復興に向けた基盤構築**

- ・ 被災企業への金融支援
- ・ 中小企業者への相談体制の整備
- ・ 雇用対策基金による被災地における雇用の維持 等

○ **水産業等の復興に向けた基本機能の早期復旧**

- ・ 農林水産業施設等の被害実態調査・応急対応
- ・ 漁業協同組合機能の早期回復支援
- ・ 生産基盤を失った生産者への支援 等

○ **公共土木施設等の早期復旧**

- ・ 被災状況の実態調査
- ・ 道路や港湾、汚水処理施設等の公共土木施設等の応急対応 等

○ **教育環境の復旧**

- ・ 被災地域における学校の再開
- ・ 被災地の児童・生徒の心のケア支援等 等

(2) **国への要望事項**

○ **被災者の速やかな救出と救援の強化**

○ **ライフライン等の復旧**

- ・ ガソリン等の生活関連物資の安定的供給
- ・ 県民生活への総合的支援
- ・ 地域安全対策の強化 等

○ **被災市町村に対する人的・財政的支援**

○ **医療・福祉**

- ・ 医療体制の確保と医療施設や社会福祉施設等の早期復旧
- ・ 被災地を対象とした地域医療再生臨時特定交付金制度の創設
- ・ 避難所への医薬品の提供支援 等

○ **災害廃棄物**

- ・ 災害廃棄物（がれき）の早期処理と全面的な支援の確保

○ **地域産業**

- ・ 産業施設の早期復旧と事業継続支援
- ・ 仮設工場の整備・貸与、民間貸工場入居に対する家賃補助
- ・ 当面の資金繰り支援と特別な融資制度（無利子・利子補給）の創設
- ・ 被災した地域産業の事業継続のための大型補助制度の創設 等

○ **水産業等**

- ・ 漁業と流通・加工業の一体的な再建
- ・ 漁業者等の生活補償等
- ・ 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開

- ・ 水産基盤施設等の復旧・復興
- ・ 農地の復旧や畜産被害に関する緊急対策
- ・ 木材の緊急的な流通対策 等

○ **道路、港湾等の公共土木施設の早期復旧の支援**

○ **文教環境の復旧**

- ・ 被災学校に対する支援
- ・ 避難所における教育の確保
- ・ 生活基盤を失うおそれのある児童生徒への支援 等

○ **災害復旧事業等に係る地方財政措置等の拡充**

4 復興ビジョンと復興計画の策定

(1) 策定の趣旨

復興ビジョン及び復興計画は、今後の復興に当たって、様々な分野の取組を総合的かつ効果的に行うとともに、国・県・市町村はもとより、県民、企業、NPOなど地域社会のあらゆる構成主体が一体となって取り組むための指針として策定するものです。

(2) 復興ビジョンと復興計画

- 「復興ビジョン」は、復興に向けての基本理念や取組内容のあらまし等について定めるものです。
- 「復興計画」は、具体的に取り組む施策や事業、工程表等について定めるものです。
- 復興ビジョン及び復興計画は、「岩手県東日本大震災津波復興委員会」（以下「委員会」という。）の意見を基に、専門家・研究者の提言や、関係市町村、被災者をはじめとした県民等の意見も踏まえながら、策定します。
- 復興にはある程度の期間を要することから、復興ビジョン及び復興計画の期間は、中長期なものを想定していますが、委員会の意見も踏まえ、今後、定めていきます。

(3) 復興に向けて取り組む内容

復興に向けて取り組む内容については、次のように想定していますが、具体的内容については、委員会の意見を踏まえて定めていきます。また、項目の追加や変更もあるものです。

① 市町村行政機能の支援

- ・ 被災市町村における復興計画策定支援
- ・ 被災者の生活再建の支援
- ・ 復興段階を考慮した被災者向け住宅の供給
- ・ 地域コミュニティの維持・再生の支援 等

② まちづくり

- ・ ハード、ソフトの両面からの災害に強いまちづくりの推進

- ・ 故郷への思いを生かしたまちづくりの推進
- ・ 防災を考慮したインフラの復旧と整備
- ・ 地域と地域を結ぶ広域的な道路ネットワーク形成 等

③ 水産業等

- ・ 漁業協同組合機能の回復
- ・ 水産施設（個人施設を含む）の再建と漁業・流通・加工業の再構築
- ・ 農林業の生産基盤の再生 等

④ 学校・教育

- ・ 学校・家庭・地域が一体となった「学びの場」の再生
- ・ 児童生徒の心のケアへの対応
- ・ 学校・地域における文化・スポーツ活動の再始動 等

⑤ 医療・福祉

- ・ まちづくりと連動した保健医療福祉体制の整備
- ・ 福祉コミュニティの再構築
- ・ 被災者の心のケアへの対応 等

⑥ 経済産業・雇用

- ・ 事業所再建と地域産業の事業継続支援
- ・ 各地域の特色あるものづくり産業の復興と経済産業の基盤構築
- ・ 科学技術振興やベンチャー支援などによる新産業創出
- ・ 被災等による離職者の雇用の確保 等

⑦ 観光

- ・ 観光施設等の再生
- ・ 風評被害への対応
- ・ 新たな観光資源の開発
- ・ 復興のアピールと賑わいの回復 等

5 復興に向けた体制整備

- 震災から復興に向けた取組を加速させるため、県庁内に専担組織を設置します。
- 全県的に必要な行政サービスに配慮しながら、復興事業へのシフトと重点化を図っていきます。

6 国との連携

- 本県を始め、東北地方の復興は、日本全体の繁栄に結び付くものと考えます。このため、国には、県や市町村との連携を図りながら、復興に向けた取組に対する積極的な支援を行うとともに、国直轄事業の実施も含め、国家プロジェクトとして主体的に取り組むことを期待するものです。

東日本大震災津波の発生から1ヵ月が経過した4月11日（月）に、知事が慰問先の県立釜石高等学校において、復興に向けて強く立ち上がろうという決意や復興の理念などを盛り込んだメッセージを県民や全国民に向けて発し、「がんばろう！岩手」宣言として広くアピールした。

～ 「がんばろう！岩手」宣言 ～

3月11日の東日本大震災津波から1ヵ月が経ちました。

岩手では、大勢の方が犠牲となり、行方不明となっている方も数多くいます。また、多くの方が家を失うなどして、避難生活を強いられています。

岩手は、これまで、明治、昭和の三陸大津波や、カスリン、アイオン台風、チリ地震津波、岩手・宮城内陸地震など、何度も大きな自然災害に見舞われてきました。しかし、先人は、決してくじけず、これらの苦難を乗り越えてきました。今回の大災害も、岩手の豊かな自然のもと育まれてきた自立と共生の心があれば、必ずや克服することができます。

宮沢賢治は、「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」という言葉を残しました。

私たち岩手県民は、皆で痛みを分かち合い、心を一つにして、被災された方々が「衣」「食」「住」や「学ぶ機会」「働く機会」を確保し、再び幸せな生活を送ることができるようにしていきます。また、犠牲となられた方々のふるさとへの思いをしっかり受け止め、引き継いでいきます。

どんなに長く厳しい冬が続いても、暖かい春は必ず訪れます。

全国、そして世界中からいただいたお見舞いや励ましを糧に、県民みんなで力を合わせ、希望に向かって一歩ずつ復興に取り組んでいくことを誓い、「がんばろう！岩手」をここに宣言します。

平成23年4月11日

岩手県民を代表して 岩手県知事

達増拓也